



目次

告 示	ページ
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）	
○県統計調査の実施（統計分析課）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
公 告	
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防政策課）	1

告 示

高知県告示第222号の2

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（平成31年4月から令和元年8月まで）の数量を超えているため、同法第10条第2項の規定により、令和元年7月5日から同年8月31日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

令和元年7月5日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第257号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和元年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
森林組合及び林業事業者の林業就業者数調査
- 調査の目的  
県内における森林組合及び林業事業者の林業就業者数を把握し、県が掲げる原木生産計画の目標達成のために必要な林業労働力の確保に向けた施策の立案等に活用するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
県内全域
  - 単位

団体

- 属性  
県内で原木生産等を行う森林組合及び林業事業者
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - 報告を求める事項
    - 年度末現在の林業就業者数
    - 新規又は退職別の林業就業者数
    - A及びBのうちの林産従業者数
  - その基準となる期日
    - A調査票 毎四半期末日
    - B調査票 毎年3月31日
- 報告を求める者
  - 数
    - A調査票 約40団体
    - B調査票 約20団体
  - 選定方法  
県内の森林組合名簿及び林業事業者名簿から有意抽出する。
- 報告を求めるために用いる方法
  - 調査組織  
県が森林組合及び林業事業者に直接報告を求める。
  - 調査方法  
郵送、電子メール又はファクシミリによる調査及び職員による聞き取り調査
- 報告を求める期間
  - A調査票 毎年3月、6月、9月及び12月のそれぞれ翌月15日まで
  - B調査票 毎年4月1日から同月10日まで

高知県告示第258号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和元年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 芸西加入区
- 安満地加入区

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

令和元年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
令和元年8月20日（火） こうち男女共同参画センター「ソーレ」	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
令和元年8月21日（水） 〃	〃	〃
令和元年8月22日（木） 〃	〃	〃
令和元年8月26日（月） 中土佐町民交流会館	〃	〃
令和元年8月27日（火） 四万十市立文化センター	〃	〃
令和元年8月28日（水） 〃	〃	
令和元年8月30日（金） 安芸市消防防災センター	〃	午後1時から午後4時まで

- 備考
- 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
  - 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。

2 講習の受講の申請手続

- 受講申請書の配布  
受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。
- 受講申請書の提出先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

<p>高知県危険物安全協会</p> <p>(3) 受講申請書の受付期間 受講申請書は、令和元年8月1日(木)から同月14日(水)までの間に受け付ける。</p> <p>(4) 講習の受講手数料 受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。</p> <p>3 講習に関する問い合わせ先 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内 高知県危険物安全協会(電話番号088-823-9099)</p>	
---	--